

授業料、諸会費等について

このページでは、保護者の方向けに授業料、諸会費等に関する内容を掲載しています。ご家庭の状況によって、ご負担内容や受けられる支援内容が異なりますのでご注意ください。

いずれの制度も複雑なため、このページでは概要のみを掲載しています。各制度の詳細、ご不明な点、ご相談したい点等ありましたら、お気軽に学校の事務室（044-766-7457）へお問合せください。

1 授業料（就学支援金関係）

<平成 26 年度以降に入学した生徒>平成 26 年度以降の入学者については、授業料を徴収します。

ただし、保護者全員の市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額の合計が 30 万 4,200 円未満の世帯に対しては、原則として授業料相当額の「就学支援金」が支給されるため、実際に授業料を納付していただくことはありません。

「就学支援金」を受け取るには、申請が必要です（原則、オンライン申請）。

なお、就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する仕組みになっています。そのため、「就学支援金」の支給対象者は生徒自らが授業料を学校に納める必要がない代わりに、「就学支援金」が現金や口座振込の形で生徒の手元に届くこと也没有。



保護者の変更（離婚・死別等）や収入の状況に変更（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）があった場合は、支給額の変更や新たに就学支援金支給対象となることがありますので、隨時ご連絡願います。

※ 保護者全員の市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額の合計が 30 万 4,200 円以上の場合は、「就学支援金」を受け取ることができないため、月額 9,900 円（全日制の場合）の授業料をご負担いただくことになります。お支払方法は、8 月及び 11 月の年 2 回に分けて、入学手続きの際にご指定いただいた口座からの引き落としとなります。

令和 7 年度は「高校生等臨時支援」（臨時支援金）を支給することで、所得制限を実質的に撤廃します。臨時支援金の手続きは学校からお知らせします。

2 諸会費

諸会費とは、学校徴収金運営協議会によって認められた学年費等と、PTA総会によって認められる生徒会費、PTA活動費、図書費等を総称したものをいいます。

授業料とは別に、生徒一人ひとりから諸会費を徴収させていただき、学校行事の充実や環境改善を行い、新城生がより良い学校生活を送るための経費に充てています。

お支払い方法は、6月に入学手続きの際にご指定いただいた口座からの引き落としとなります。

なお、残高不足等により、引き落としができなかった場合には、後日、事務室へ現金を直接お持ちいただくことになってしまいますので、ご注意ください。

3 奨学給付金

平成26年度以降の入学者がいる世帯を対象に、要件を満たす世帯に対して授業料以外の教育に必要な経費※に充てるることを条件とした、返還の必要がない給付金を支給する制度です。毎年7月以降に申請が必要となります。

※ 授業料以外の教育に必要な経費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等です。

給付対象者及び給付額の概要は次のとおりです。(令和7年4月現在)

- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯：年額 32,300円
- ・ 市民税・県民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯：年額 122,100円
又は 143,700円

その他の奨学金（神奈川県、横浜市、川崎市、日本学生支援機構など）については、職員室の担当教員をご案内いたします。